

令和3年第1回（3月）定例会

議案説明

令和3年2月22日

（令和3年度関係）

(令和3年度関係)

議案番号	件名	ページ
議案第19号	山陽小野田市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	1
議案第9号	令和3年度山陽小野田市一般会計予算について	2
議案第10号	令和3年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について	4
議案第11号	令和3年度山陽小野田市国民健康保険特別会計予算について	4
議案第12号	令和3年度山陽小野田市介護保険特別会計予算について	5
議案第13号	令和3年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計予算について	5
議案第14号	令和3年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について	5
議案第15号	令和3年度山陽小野田市病院事業会計予算について	6
議案第16号	令和3年度山陽小野田市水道事業会計予算について	6
議案第17号	令和3年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について	7
議案第18号	令和3年度山陽小野田市下水道事業会計予算について	8
議案第20号	山陽小野田市山陽消防署植生出張所建設基金条例の制定について	8
議案第21号	山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第22号	山陽小野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第23号	山陽小野田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第24号	山陽小野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	9

(令和3年度関係)

議案番号	件名	
議案第25号	山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第26号	山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第27号	山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第28号	山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第29号	山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第32号	山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第33号	山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第34号	山陽小野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第35号	公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例の制定について	11
議案第36号	山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について	11
議案第37号	山陽小野田市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	11
議案第38号	財産の減額貸付けについて	12

引き続きまして、諸議案について順次御説明いたします。

議案第 19 号は、山陽小野田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定であります。

これは、地方自治法の一部改正に伴い、地方公共団体は、市長や職員、行政委員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、損害賠償の責任を負う額から一部を免れさせる旨を条例で定めることができるとされたことを踏まえ、本市における市長等の損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案第 9 号から議案第 18 号までは、令和 3 年度の当初予算であります。

議案第 9 号は、一般会計予算であります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 292 億円で、前年度当初予算に比べて 1.5%、4 億 5,100 万円の減額となりました。

それでは、各項目の主な事項について、款を追ってその概要を御説明いたします。

まず、歳入について、市民税では、個人均等割の増はあるものの、法人市民税において主要法人の収益減や税制改正に伴う法人税割における税率の引下げの影響により、前年度と比較して、10.8%の減額を見込んでおります。また、固定資産税では、地価の下落修正や家屋の評価替えの減額が見込まれるほか、企業の設備投資に伴う償却資産についても減額が見込まれるため、前年度と比較して 0.6%の減額を見込んでおり、市税全体で、4.7%減の 95 億 196 万 8,000 円を計上しております。

次に、地方譲与税から環境性能割交付金までは、それぞれ実績と国の指標等を勘案した上で計上しております。

次に、地方特例交付金では、固定資産税及び都市計画税の減少分の補填措置として創設された新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の皆増を見込んでおり、255%増の 2 億 1,300 万円を計上しております。

次に、地方交付税については、普通交付税では、公債費の増や地域デジタル社会推進費の皆増等に伴い、基準財政需要額の増加が見込まれることなどから、3.3%増の 59 億 4,000 万円、特別交付税では、実績と国の指標等を勘案した上で 6 億 5,000 万円を見込み、全体で 3.0%増の 65 億 9,000 万円を計上しております。

次に、交通安全対策特別交付金では、実績を勘案した上で 550 万円を計上しております。

次に、分担金及び負担金では、11.5%増の 1 億 6,744 万 6,000 円、使用料及び手数料は、1.2%増の 4 億 6,689 万 3,000 円を計上しております。

次に、国庫支出金では、保育所等整備交付金、道路更新防災等対策事業費、衆議院議員選挙事務費の増などがあるものの、子どものための教育・保育給付交付金や学校施設環境改善交付金の減額などにより、全体で 1.4%減の 36 億 9,247 万 6,000 円を計上しております。

また、県支出金では、子どものための教育・保育給付交付金や国勢調査費の減などがあるものの、石油貯蔵施設立地対策等補助金や県知事選挙事務費の増額などにより、全体で4.0%増の19億2,451万4,000円を計上しております。

財産収入は、9.3%減の2,265万1,000円を計上し、寄附金は、ふるさと寄附金の増により、100%増の2億6,001万円を計上しております。

次に、繰入金では、ふるさと支援基金繰入金や公立大学法人運営基金繰入金の増などがあるものの、財政調整基金繰入金やまちづくり魅力基金繰入金の減額などにより、全体で46.5%減の7億4,861万5,000円を計上しております。

また、繰越金では、前年度と同額の3,000万円を計上し、諸収入については、学校給食費の皆増などにより54.3%増の9億1,422万7,000円を計上しております。

最後に、市債では、臨時財政対策債や保育所施設整備事業債の増などがあるものの、庁舎整備事業債や治水対策事業債の減額などにより、全体で6.6%減の29億3,170万円を計上しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

まず、議会費では、1.7%増の2億3,731万5,000円を計上し、総務費では、市議会議員選挙費、衆議院議員選挙費、山陽小野田市山口東京理科大学運営費交付金の増などがあるものの、市役所本庁舎耐震改修事業費や統計調査費の減額などにより、全体で4.8%減の50億4,225万6,000円を計上しております。

次に、民生費では、山陽地区公立保育所整備事業費、私立保育所整備助成事業費、放課後等デイサービス給付費の増などはあるものの、保育所運営費、私立幼稚園運営費負担金、児童手当などの減額により、0.1%減の111億66万円を計上し、衛生費では、水道事業補助金の減などがあるものの、地域外来・検査センター事業費の皆増やごみ処理施設維持整備事業費の増額などにより、7.9%増の23億4,820万4,000円を計上しております。

続いて、労働費では、勤労青少年ホーム費の皆減により37.7%減の3,839万8,000円を計上し、農林水産業費では、地方卸売市場事業特別会計繰出金や農業振興地域整備計画策定業務の皆減などがあるものの、山陽有線放送電話共同設置協会本部局舎撤去事業費や海岸保全施設整備事業費の増額などにより、0.2%増の4億8,656万1,000円を計上しております。

また、商工費では、地方バス路線維持対策事業費や駅舎バリアフリー化整備事業

費の増などがあるものの、用地取得奨励金や工場設置奨励金の減額などにより、38.8%減の6億2,670万7,000円を計上し、土木費では、公共下水道事業負担金及び出資金や小野田港港湾整備事業費の増などがあるものの、東下津地区内水対策施設整備事業費や最終処分場一体緑地償還金の皆減などにより、14.0%減の22億4,055万2,000円を計上しております。

消防費では、埴生分団庫実施設計委託業務の皆減などがあるものの、山陽消防署埴生出張所建設基金積立金の皆増や埴生分団庫整備事業費の増額などにより、11.5%増の11億3,863万3,000円を計上しております。

また、教育費では埴生地区複合施設整備事業費や埴生小・中学校整備事業費の減などがあるものの、学校給食費管理事業費や高千帆小学校校舎建設事業費などの増額により、1.8%増の24億7,479万9,000円を計上しております。

続いて、災害復旧費では、前年度と同額の9万円を計上し、公債費では、近年の合併特例債を活用した普通建設事業債等の一部償還開始などに伴う償還額の増額により、8.1%増の34億1,582万5,000円を計上しております。予備費では、5,000万円を計上しております。

なお、債務負担行為として、人事給与システム構築・運用事業ほか10件を設定しております。

最後に、地方債として、地方債の借入限度額などを設定しております。

議案第10号は、駐車場事業特別会計予算であります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ2,933万8,000円となり、前年度当初予算に比べて28.5%、1,170万7,000円の減額となりました。

歳出について、一般管理費では、駐車場維持管理に関する経費など918万9,000円を計上し、予備費では2,014万9,000円をそれぞれ計上しております。

これに要する財源としては、使用料765万4,000円、繰越金2,163万9,000円、諸収入4万5,000円を充てることとしております。

議案第11号は、国民健康保険特別会計予算であります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ73億8,568万9,000円となり、前年度当初予算に比べて1.1%、7,892万1,000円の減額となりました。

歳出について、保険給付費では、療養諸費、高額療養費等の実績を勘案し、55 億 5,063 万 1,000 円を計上しています。また、総務費 1 億 2,832 万 5,000 円、国民健康保険事業費納付金 15 億 9,975 万 6,000 円、保健事業費 7,664 万 4,000 円などを計上しております。

これに要する財源としては、国民健康保険料 9 億 7,913 万 5,000 円、県支出金 56 億 3,918 万 6,000 円、一般会計繰入金 5 億 8,231 万 9,000 円、国民健康保険基金繰入金 1 億 6,782 万 5,000 円などを充てることとしております。

議案第 12 号は、介護保険特別会計予算であります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 65 億 7,429 万 1,000 円となり、前年度当初予算に比べて 1.6%、1 億 836 万 7,000 円の減額となりました。

歳出について、保険給付費では、実績等を勘案して、61 億 1,806 万 9,000 円を計上しております。そのほか、総務費 1 億 2,178 万 8,000 円、地域支援事業費 3 億 3,210 万 7,000 円などを計上しております。

これに要する財源としては、介護保険料 12 億 762 万円、国庫支出金 15 億 3,026 万 9,000 円、支払基金交付金 16 億 9,591 万円、県支出金 9 億 1,728 万 1,000 円、一般会計繰入金 10 億 5,069 万 9,000 円、介護給付費準備基金繰入金 1 億 5,000 万円などを充てることとしております。

議案第 13 号は、後期高齢者医療特別会計予算であります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 11 億 3,706 万 4,000 円となり、前年度当初予算に比べて 0.8%、869 万 1,000 円の減額となりました。

歳出では、総務費 2,461 万円、広域連合への納付金 11 億 1,069 万 7,000 円などを計上しております。

これに要する財源としては、後期高齢者医療保険料 8 億 5,134 万 6,000 円、一般会計繰入金 2 億 7,970 万 5,000 円などを充てることとしております。

議案第 14 号は、小型自動車競走事業特別会計予算であります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 219 億 2,370 万 9,000 円となり、令和 3 年度は、ミッドナイトレースの開催日数増に伴う売上げの増額及び重勝式の売上げの増額が

見込まれるため、前年度に比べて 43.3%、66 億 2,568 万 2,000 円の増額となりました。

令和 3 年度の本場の開催日数については年間 56 日、ミッドナイトレースについては年間 61 日、場外発売を含めた営業日数については年間 350 日を予定しております。

歳出では、競走事業費 219 億 340 万 9,000 円、公債費 30 万円、予備費 2,000 万円を計上しております。

これに要する財源としては、競走事業収入 218 億 4,771 万円、繰入金 7,598 万 9,000 円、諸収入 1 万円を充てることとしております。

議案第 15 号は、病院事業会計予算であります。

まず、収益的収支では、収入において、病院事業収益を 43 億 625 万 8,000 円としております。このうち医業収益は、入院収益、外来収益、その他医業収益で 39 億 9,188 万 6,000 円、医業外収益は、他会計補助金、他会計繰入金、長期前受金戻入、資本費繰入収益等で 3 億 1,435 万 2,000 円、特別利益は 2 万円を計上しております。

支出では、病院事業費用を 47 億 2,152 万 6,000 円としております。このうち医業費用は、給与費、材料費、経費、減価償却費等で 45 億 65 万円、医業外費用は、支払利息、雑支出等で 2 億 1,686 万 6,000 円、特別損失は 101 万円、予備費は 300 万円を計上しております。

この結果、税処理後の損益計算では 3 億 1,087 万 4,000 円の単年度純損失を見込んでおります。

次に、資本的収支では、収入において、企業債、他会計負担金及び寄附金で 9 億 1,528 万 4,000 円としております。

支出では、医療機器更新等の建設改良費、企業債償還金、他会計からの長期借入金償還金等で 9 億 5,861 万 4,000 円を計上しております。

この結果、収支差引不足額 4,333 万円は内部留保資金等で補填することとしております。

議案第 16 号は、水道事業会計予算であります。

まず、年間有収水量は、前年度より約 8 万 9,400 立方メートル減の 710 万 1,528 立方メートルを見込んでおります。

事業の内容としては、主に老朽化した配水施設の更新工事を予定しております。

収益的収入及び支出の予定額については、収入では、前年度当初予算より 6,526 万 6,000 円減の 14 億 8,714 万円を計上しております。

支出では、前年度当初予算より 9,303 万 8,000 円減の 13 億 7,540 万 5,000 円を計上しております。

この結果、税処理後の損益計算では、単年度純利益を 6,279 万 1,000 円と見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出の予定額については、支出では、建設改良費に 5 億 7,588 万 8,000 円を計上し、企業債償還金、予備費を含めての支出総額を 9 億 6,906 万 9,000 円としております。

この財源となる収入は、企業債、負担金及び出資金等で 3 億 9,842 万 1,000 円を計上しております。

この結果、5 億 7,064 万 8,000 円の差引不足額が見込まれますが、損益勘定留保資金等に加え、積立金 1 億 1,783 万 3,000 円を取り崩して補填することとしております。

議案第 17 号は、工業用水道事業会計予算であります。

工業用水は、前年度から日量 400 立方メートルを減量し、年間総配水量 850 万 4,500 立方メートルの配水を予定しております。

収益的収入及び支出の予定額については、総収入は前年度当初予算より 168 万 7,000 円減の 2 億 8,804 万 8,000 円を計上しております。

支出では、前年度当初予算より 2,117 万円減の 2 億 3,456 万 4,000 円を計上しております。

この結果、税処理後の損益計算では、単年度純利益を 5,363 万 4,000 円と見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出の予定額については、支出では、支出総額を 2,981 万 9,000 円とし、収入では、長期貸付金償還金のみで 6,600 万円としております。

この結果、2,981 万 9,000 円の差引不足額が見込まれますが、損益勘定留保資金等に加え、積立金 2,396 万 9,000 円を取り崩して補填することとしております。

議案第 18 号は、下水道事業会計予算であります。

まず、業務の予定量については、水洗化戸数を 1 万 4,928 戸、年間総処理水量を 467 万 4,489 立方メートルと見込んでおります。主要な建設改良事業としては、投資効果の高い大型団地への下水道管整備を進めるとともに、処理場の長寿命化工事を予定しております。

次に、収益的収入及び支出の予定額については、収入の下水道事業収益は、下水道使用料の増額などにより、前年度比 2,861 万 8,000 円増の 19 億 1,188 万 4,000 円としております。支出の下水道事業費用は、減価償却費の増額などにより前年度比 4,130 万 9,000 円増の 18 億 8,065 万円としております。

この結果、税処理後の損益計算では、単年度純損益は発生しておりません。

また、資本的収入及び支出の予定額については、収入の資本的収入は、建設改良費の財源とする国庫補助金の減額などにより前年度比 3 億 1,799 万 6,000 円減の 13 億 6,658 万 2,000 円としております。支出の資本的支出は、建設改良費の減額により前年度比 3 億 583 万 9,000 円減の 21 億 4,207 万 3,000 円としております。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7 億 7,549 万 1,000 円については、損益勘定留保資金等により補填することとしております。

議案第 20 号は、山陽小野田市山陽消防署埴生出張所建設基金条例の制定であります。

これは、老朽化が著しい山陽消防署埴生出張所の建替えに伴う建設財源の確保を目的として基金を設置するものです。

なお、基金は石油貯蔵施設立地対策等交付金の全部又は一部を石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則第 10 条第 3 項に規定する施設整備基金として積み立てるものであります。

議案第 21 号は、山陽小野田市介護保険条例の一部改正であります。

これは、第 8 期介護保険事業計画の策定及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

第 8 期における介護保険料基準額が、今後の認定者の推移やサービス見込み量等を勘案し、介護給付費準備基金を活用した中で、第 7 期と同額の月額 5,500 円となっております。

また、税制改正による介護保険料への不利益を生じさせないため、介護保険料の所得指標について、所要の改正を行うものであります。

議案第 22 号は、山陽小野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正であります。

これは、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、感染症対策の強化等の所要の改正を行うものであります。

議案第 23 号は、山陽小野田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

これは、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、感染症対策の強化等の所要の改正を行うものであります。

議案第 24 号は、山陽小野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正であります。

これは、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護における管理者の配置基準の緩和等の所要の改正を行うものであります。

議案第 25 号は、山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

これは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、夜間対応型訪問介護のオペレーターの配置基準の緩和等の所要の改

正を行うものであります。

議案第 26 号は、山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う改正であり、家庭的保育事業者等と保育所等との連携等について省令で示された従うべき基準に従い、省令と同様の改正を行うものであります。

議案第 27 号は、山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

これは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正等に伴う改正であり、特定地域型保育事業者と保育所等との連携について内閣府令で示された従うべき基準に従い、内閣府令と同様の改正を行うものであります。

議案第 28 号は、山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

これは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う改正であり、放課後児童支援員の要件について省令で示された参酌すべき基準を勘案し、省令と同様の改正を行うものであります。

議案第 29 号は、山陽小野田市国民健康保険条例の一部改正であります。

これは、国民健康保険法施行令の一部改正及び健康保険法施行令等の一部改正等に伴い、保険料軽減判定基準額等の所要の改正を行うものであります。

議案第 32 号は、山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部改正であります。

これは、市道に係る占用料について、道路予定区域においては、道路法第 91 条第 2 項の規定により同法第 39 条を準用して道路占用料を徴収できることとなっておりますが、本条例においては、その取扱いが定められていないため、道路予定区域における取扱いを定め、道路占用料を徴収するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 33 号は、山陽小野田市手数料徴収条例の一部改正であります。

これは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、適合義務制度の対象拡大に対応するため、所要の改正を行うものであり、手数料の額については、山口県と同額を定めるものであります。

議案第 34 号は、山陽小野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正であります。

これは、厚狭駅南部地区まちづくり基本計画に基づき、当基本計画に示すモデル地区において、多世代が交流できる良好な住環境の形成を図るため、河川沿いの快適な歩行者空間及び多世代の交流の場となる公園を確保し、中低層住宅地に応じた土地利用の誘導等を行う厚狭駅南桜二丁目地区計画を指定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 35 号は、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学に係る地方独立行政法人法第 19 条の 2 第 4 項に規定する条例で定める額を定める条例の制定であります。

これは、地方独立行政法人法の一部改正に伴い、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る責任の最低額を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第 36 号は、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてであります。

これは、宇部・阿知須公共下水道組合の解散に伴い、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、令和 3 年 3 月 31 日限り、宇部・阿知須公共下水道組合を脱退させ、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 37 号は、山陽小野田市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてであります。

これは、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第 3 条第 1 項の規定により現在指定した郵便局において、住民票の写し等証明書の発行業務を取り扱っていますが、その取扱期間が令和 3 年 3 月 31 日で満了するため、小野田本山郵便局及び小野田有帆郵便局の取扱期間を延長し、特定の事務を取り扱う郵便局に指定することについて、同条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 38 号は、財産の減額貸付けについてであります。

これは、令和 3 年 4 月 1 日から民営卸売市場を開設するため、市場施設を民間事業者に貸し付けるに当たり、卸売市場が需要と供給に応じた適正な価格形成や地域の農業振興、地産地消等の公共性及び公益性を有する重要な役割を担っていることを考慮し、経営が安定するまでの間、その貸付料を減額することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。